平成２７年（フ）第２１４５号
東京都練馬区東大泉７丁目25―10―306
債務者　山崎　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１４６号
東京都足立区島根４丁目36―５―206
債務者　高澤牧喜子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１５０号
東京都東久留米市野火止３丁目４―５―206
債務者　川西　廣子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１５１号
東京都昭島市美堀町１丁目11―２―202
債務者　小谷　頼子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１６０号
神奈川県川崎市多摩区宿河原６丁目36―６
西川ビル３Ｆ
債務者　石岡　真紀
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７１号
東京都練馬区西大泉３丁目33―８―201
債務者　西村　太介
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７２号
東京都板橋区南町11―３―201
債務者　安治美砂紀
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７３号
東京都清瀬市松山１丁目43―21―105
債務者　川口　　茜
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７４号
千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町13―203
債務者　篠崎千恵子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１８１号
東京都杉並区西荻南１丁目18―12　第３森田荘106
債務者　坂口　誠彦
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１８９号
東京都豊島区西池袋２丁目43―５―207
債務者　幸　　裕子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１９１号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目23―５―208
債務者　知花　正典
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１９２号
神奈川県横浜市港北区綱島東５丁目25―９―203
債務者　菊池　英俊
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１９３号
東京都練馬区土支田４丁目36―５―101
債務者　上段　宏彰
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１９４号
東京都練馬区土支田４丁目36―５―101
債務者　上段　悦世
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部